


特定行為研修指定機関申請の電子申請を令和4年7月1日より開始します

| | |
|--|--|
| <p>令和4年 7月1日 から</p>  <p>令和5年 3月31日 まで</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 電子（メール）申請の受付開始・ 紙書類（郵送）申請との移行期間開始<ul style="list-style-type: none">・ 電子（メール）申請もしくは紙書類（郵送）申請どちらかで可。 <p>※新規申請様式1を紙書類（郵送）申請にした場合には、令和5年4月以降の指定研修機関変更及び特定行為区分変更する際に改めて電子（メール）申請用の様式1を入力することになりますので、できる限り電子（メール）申請をご検討ください。</p> |
| <p>令和5年 4月1日 以降</p> | <p>・ 移行期間終了：電子（メール）申請へ全面移行。 紙（郵送）による申請は受け付けない。</p> |

【電子申請の注意事項】

- 電子申請用シートから必要な様式をダウンロードしてください。
(電子申請と紙申請では様式1～3の仕様が違いますので十分ご注意ください。)
- 電子申請用シートは様式1～8について全てメールで地方厚生局へ提出をお願いします。
詳しいマニュアルについては「電子申請マニュアル」をご参照ください。
- 各様式には個人情報が含まれるため、メールに添付して送信するときには必ずパスワードを設定してください。
その際に、パスワードは当該添付ファイルを送信する電子メールの本文に記載せず、改めて別のメールの本文でパスワードを送信してください。